

Electrical

List of measuring equipment

No	Equipment Name(Eng.)	Equipment Name(Jpn.)	Specification	Remarks
23				
231	AC/DC Voltage and Current Supply	交流/直流電圧電流電源	Output(V): 0 to 1100V (AC, DC) Output(A): 0 to 2A(DC) 0 to 2A(AC 10Hz to 50kHz)	
232	Power Amplifier	電力増幅器	Output: 20A (AC, DC) Accuracy: 0.025%	
233	Current Shunt	電流抵抗	Range: 200 μ A to 100A(AC/DC) Accuracy: $\pm 0.01\%$	
234	Differential Voltmeter	差動電圧計	Range: 1V to 1000VDC Accuracy: ± 25 ppm	
3				
311	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 1 Ω Accuracy: 0.0005%	3 sets
	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 10 k Ω Accuracy: ± 1 ppm	3 sets
	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 0.001 Ω Accuracy: $\pm 0.02\%$	2 sets
	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 0.01 Ω Accuracy: $\pm 0.02\%$	2 sets
	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 0.1 Ω Accuracy: $\pm 0.002\%$	2 sets

Electrical

List of measuring equipment

No	Equipment Name(Eng.)	Equipment Name(Jpn.)	Specification	Remarks
	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 100k Ω Accuracy: $\pm 0.002\%$	2 sets
	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 10 Ω Accuracy: $\pm 0.02\%$	1 sets
	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 100 Ω Accuracy: $\pm 0.002\%$	1 sets
	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 10 k Ω Accuracy: $\pm 0.005\%$	1 sets
312	Oil Bath	油槽	Range: 0 to 65 $^{\circ}\text{C}$ Stability: 0.002 $^{\circ}\text{C}$	2 sets
313	Resistance Transfer Standard	抵抗交換標準	Standard Value: 1k Ω /step Transfer Accuracy: $\pm 1\text{ppm}$	2 sets
	Resistance Transfer Standard	抵抗交換標準	Standard Value: 10 k Ω /step Transfer Accuracy: $\pm 1\text{ppm}$	2 sets
	Resistance Transfer Standard	抵抗交換標準	Standard Value: 100k Ω /step Transfer Accuracy: $\pm 1\text{ppm}$	2 sets
314	High Resistance Measurement Set	高抵抗測定装置	Measuring range: 1k Ω to 100M Ω Resolution: 20 $\mu\Omega$	
4				
411	Current Source	電流電源	Output Range: 0 to 200A Drift: 0.03%	
412	Switch	切換器	Max. Current: 100A Max. Switching Frequency: 0.5Hz	

List of measuring equipment

Electrical

No	Equipment Name(Eng.)	Equipment Name(Jpn.)	Specification	Remarks
413	Direct Current Comparator Resistance & Temperature Bridge(DCCB)	DCCB	Range: 10^{-6} to $10^9 \Omega$ Accuracy: ± 0.2 ppm Stability: ± 0.2 ppm	
414	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 1Ω Accuracy: $\pm 0.0005\%$	3 sets
	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: $10 \text{ k}\Omega$ Accuracy: ± 1 ppm	3 sets
	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 0.001Ω Accuracy: $\pm 0.02\%$	2 sets
	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 0.01Ω Accuracy: $\pm 0.02\%$	2 sets
	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 0.1Ω Accuracy: $\pm 0.002\%$	2 sets
	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: $100 \text{ k}\Omega$ Accuracy: $\pm 0.002\%$	2 sets
	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 10Ω Accuracy: $\pm 0.02\%$	1 sets
	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 100Ω Accuracy: $\pm 0.002\%$	1 sets
	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: $10 \text{ k}\Omega$ Accuracy: $\pm 0.005\%$	1 sets
415	Extender	エクステンダー	Ratio: $1000:1/100:1/10:1$ Max. Input Current: $100\text{A}(1000:1)$	

Mass
List of measuring equipment (Key operation center)

No	Equipment Name(Eng.)	Equipment Name(Jpn.)	Specification	Remarks
14	Standard Weight Set	標準分銅セット	1 ~ 20kg, 1 ~ 500g, 1 ~ 500mg Stainless Steel, Class F1	
15	High Precision Hand Operated Balance	高精度天秤	Capacity: 20kg Readability: 10mg	
	Direct Reading Balance	直示天秤	Capacity: 3000g Readability: 0.1mg	
	Direct Reading Balance	直示天秤	Capacity: 200g Readability: 0.1mg	
	Direct Reading Balance	直示天秤	Capacity: 20g Readability: 0.005mg	
	Direct Reading Balance	直示天秤	Capacity: 5g Readability: 0.001mg	
16	Standard Weight Set	標準分銅セット	1 ~ 50kg, 1 ~ 500g, 1 ~ 500mg Brass, class F2	
	Standard Weight Balance	標準分銅	20kg, Iron cast Readability: 0.001mg	25 pcs.
17	Floor Balance	精密台ばかり	Capacity: 1000kg Readability: 50g	
	Electronic Floor Balance	電子台ばかり	Capacity: 150kg Readability: 1g	

Mass List of measuring equipment (Key operation center)

No	Equipment Name(Eng.)	Equipment Name(Jpn.)	Specification	Remarks
	Electronic Floor Balance	電子台はかり	Capacity: 30kg Readability: 1g	
	Electronic Balance	電子天秤	Capacity: 1kg Readability: 10mg	
	Electronic Balance	電子天秤	Capacity: 200g/42g Readability: 0.1mg/0.01mg	
	Electronic Balance	電子天秤	Capacity: 300g Readability: 1mg	
	Balance Table	天秤台	Dimensions: 540x 600 x 750(mm) Balance Setting Plate: Steel	5 sets
	Balance Table	天秤台	Dimensions: 1200x 600 x 750(mm) Balance Setting Plate: Steel	5 sets
	Barometer	水銀気圧計	Type: Fortin type Scale Range: 650 to 820mmHg	
	Hygrometer	アスマン通風乾湿度計	Method: Assman Ventilated Psychrometer	
	Digital Thermometer	デジタル温度計	Method: Thermister Thermometer Range: -50 to 50°C	2 sets
	Temperature/Humidity Recorder	自記式温湿度計	Temperature: -15 to 50°C Humidity: 0 to 100%RH	

List of measuring equipment (Key operation center)

Pressure

No	Equipment Name(Eng.)	Equipment Name(Jpn.)	Specification	Remarks
22	Standard Barometer	精密水銀気圧計	Type: Fortin Scale Range: 650 to 820 mmHg	
32	Liquid Column Pressure Gauge	液柱型標準圧力計	Range: 0 to 1500mmHg Accuracy: 2mmHg	
	Liquid Column Pressure Gauge	液柱型標準圧力計	Range: 0 to 2000mm H ₂ O Accuracy: 2mm H ₂ O	
43				
	Precision Bourdon Tube Pressure Gauge	精密圧力計	Pressure Range: 0 to 6kg/cm ² Accuracy: ±0.15%	
	Precision Bourdon Tube Pressure Gauge	精密圧力計	Pressure Range: 0 to 50kg/cm ² Accuracy: ±0.15%	
	Precision Bourdon Tube Pressure Gauge	精密圧力計	Pressure Range: 0 to 100kg/cm ² Accuracy: ±0.15%	
	Precision Bourdon Tube Pressure Gauge	精密圧力計	Pressure Range: 0 to 1 ton/cm ² Accuracy: ±0.15%	
	Digital Pressure Gauge	デジタル圧力計	Max. Pressure: 2kg/cm ² Accuracy: ±0.5%	
	Digital Pressure Gauge	デジタル圧力計	Max. Pressure: 2000mmH ₂ O Accuracy: ±0.5%	
	Digital Pressure Gauge	デジタル圧力計	Max. Pressure: 10kg/cm ² Accuracy: ±0.5%	

List of measuring equipment (Key operation center)

Pressure

No	Equipment Name(Eng.)	Equipment Name(Jpn.)	Specification	Remarks
	Pressure Transducer	圧力変換器	Capacity: 0 to 10kg/cm ²	
	Pressure Transducer	圧力変換器	Capacity: 0 to 100kg/cm ²	
	Differential Pressure Transducer	差圧変換器	Capacity: 0.1kgf/cm ²	
	Differential Pressure Transducer	差圧変換器	Capacity: 1kgf/cm ²	
	Strain Meter	ひずみ測定器	Range: -30000 to +30000 x 10 ⁻⁶ Resolution: 1 x 10 ⁻⁶	

List of measuring equipment (key operation center)

Force

No	Equipment Name(Eng.)	Equipment Name(Jpn.)	Specification	Remarks
14	Standard Proving Ring	環状バネ型力計	Capacity: 100kgf(1 kN) Repeatability: >0.2%	
	Standard Proving Ring	環状バネ型力計	Capacity: 500kgf(5 kN) Repeatability: >0.2%	
	Standard Proving Ring	環状バネ型力計	Capacity: 2 tonf(20 kN) Repeatability: >0.2%	
	Standard Proving Ring	環状バネ型力計	Capacity: 5 tonf(50 kN) Repeatability: >0.2%	
	Standard Proving Ring	環状バネ型力計	Capacity: 10 tonf(100 kN) Repeatability: >0.2%	
	Standard Proving Ring	環状バネ型力計	Capacity: 50 tonf(500 kN) Repeatability: >0.2%	
	Standardizing Box	容積型力計	Type: Box Type Dynamometer Capacity: 300 tonf(3 MN)	
	Load Cell	ロードセル	Type: For Compression Capacity: 100 kgf (1 kN)	
	Load Cell	ロードセル	Type: For Compression Capacity: 1000 kgf (10 kN)	
	Load Cell	ロードセル	Type: For Compression Capacity: 10 tonf (100 kN)	

Force
List of measuring equipment (Key operation center)

No	Equipment Name(Eng.)	Equipment Name(Jpn.)	Specification	Remarks
	Load Cell	ロードセル	Type: For Compression Capacity: 100 tonf (1 MN)	
	Load Cell Indicator	デジタル指示計	Sensitivity: 10V at 0.5mV/V IN with amplifier	4 sets
	Wire Strain Gauge, Strain Meter	ひずみ測定器	Range: $\pm 60000 \times 10^{-6}$	
	Torque Transducer	トルク変換器	Capacity: 100kgf/m Output: 1.5mV/V $\pm 10\%$	
	Torque Transducer	トルク変換器	Capacity: 1000kgf/m Output: 1.5mV/V $\pm 10\%$	
	Barometer	水銀気圧計	Type: Fortin Range: 650 to 850 mmHg	
	Temperature/Humidity Recorder	自記式温湿度計	Temp. Range: -15 to 50°C Humi. Range: 0 to 100%RH	

List of measuring equipment (key operation center)

Volume

No	Equipment Name(Eng.)	Equipment Name(Jpn.)	Specification	Remarks
14				
15	Standard Tank	標準タンク	Capacity: 50 liter Accuracy: 0.1%	
	Standard Tank	標準タンク	Capacity: 200 liter Accuracy: 0.1%	
	Standard Tank	標準タンク	Capacity: 500 liter Accuracy: 0.1%	
15	Standard Flask	標準フラスコ	Capacity: 1 liter	3 sets
	Standard Flask	標準フラスコ	Capacity: 2 liter	2 sets
	Standard Flask	標準フラスコ	Capacity: 5 liter	2 sets
	Standard Flask	標準フラスコ	Capacity: 10 liter	2 sets
15	Standard Pipette	標準ピペット	Capacity: 10ml	4 sets
	Standard Pipette	標準ピペット	Capacity: 100ml	4 sets
	Standard Burette	標準ビュレット	Capacity: 25ml	2 sets

Volume List of measuring equipment (Key operation center)

Volume

No	Equipment Name(Eng.)	Equipment Name(Jpn.)	Specification	Remarks
	Standard Burette	標準ビュレット	Capacity: 50ml	2 sets
	Standard Burette	標準ビュレット	Capacity: 100ml	2 sets
	Standard Burette	標準ビュレット	Capacity: 100ml	2 sets
16				
21	Piston Prover	ピストンプローバ	Capacity: 110 liter Flow range: 0.1 to 3m ³ /h Accuracy: 0.005%	
22	Standard Wet Gas Meter	標準湿式ガスメーター	Capacity: 2 liter Accuracy: 0.2%	
	Standard Wet Gas Meter	標準湿式ガスメーター	Capacity: 10 liter Accuracy: 0.2%	
	Standard Wet Gas Meter	標準湿式ガスメーター	Capacity: 20 liter	
23	Standard Wet Gas Meter	標準湿式ガスメーター	Capacity: 2 liter Accuracy: 0.2%	
	Standard Wet Gas Meter	標準湿式ガスメーター	Capacity: 10 liter Accuracy: 0.2%	

List of measuring equipment (key operation center)

Volume

No	Equipment Name(Eng.)	Equipment Name(Jpn.)	Specification	Remarks
	Standard Wet Gas Meter	標準湿式ガスメーター	Capacity: 20 liter Accuracy: 0.2%	
24	Gas Meter Test Equipment	ガスメーター試験装置	Flow Capacity: 0.2 to 4 m ³ /h with accessory	
	Water Master Meter	水道マスターメーター	Flow Range: 0.2 to 1.2 m ³ /h Test Pressure: 17.5 kgf/cm ²	4 sets
	Standard Density Hydrometer	標準密度計	Density Range: 0.6 to 2.0g/c at 24 hydrometers	4 pcs.
	Specific Gravity Meter for LPG	LPG 用比重試験器	Range: 0.500 to 0.650g/cm ³ Temperature: -10 to 40°C	t2 sets
	Barometer	水銀気圧計	Type: Fortin(Mercury column) Scale Range: 650 to 820 mmHg	
	Constant Temperature Bath	恒温水槽	Temperature: RT+10 to 80°C Temperature Control: ±0.07°C Capacity: 50liter	
	Thermometer	標準ガラス温度計	Temperature Range: -50 to 360°C at 8 hydrometers	8 pcs.
	Thermometer	サーミスタ温度計	Temp. Range: -100 to 200°C Resolution: ± 0.1°C	T thermocouple
	Specific Gravity Balance	比重天秤	Capacity: 300g Readability: 1mg	
	Standard Weight Set	標準分銅	1 ~ 1000g, 1mg ~ 500mg, class 1 Brass, Stainless Steel	

Length
 List of measuring equipment (Key operation center)

No	Equipment Name(Eng.)	Equipment Name(Jpn.)	Specification	Remarks
15	Gauge Blocks	ブロックゲージ	112 pcs. JIS B7506 class 0 with accessories	
16	Electronic comparator (Electronic micrometer)	デジタル電子測微器	Measuring range: 250mm Resolution: 0.01μm	
17	Gauge Blocks	ブロックゲージ	112 pcs. JIS B7506 class 1 with accessories	
18	Master for Height	デジタルハイトマスター	Range: 5 to 610mm	
	Caliper Checker	キャリパチェッカー	Range: 600mm	
	Dial gauge checker	ダイヤルゲージチェッカー	Range: 25mm, Graduation: 0.001mm	
	Depth Micrometer checker	デプスマイクロメーターチェッカー	Range: 0 to 300mm	
	Inside Micrometer Checker	内側マイクロメーターチェッカー	Range: 25 to 300mm	
	Height Gauge	ハイトゲージ	Measuring Range: 0 to 600mm	
	Dial Gauge	ダイヤルゲージ	Measuring Range: 0 to 5mm Graduation: 0.01mm	5 sets
	Degimatic Indicator	デジタルインジケータ	Measuring Range: 0 to 12mm Resolution: 0.001mm	2 sets

Length
List of measuring equipment (Key operation center)

No	Equipment Name(Eng.)	Equipment Name(Jpn.)	Specification	Remarks
	Cylinder Gauge	シリンダゲージ	Measuring Range: 7-10mm (6pcs.) 10-18mm (8pcs.)	2 sets
	Standard Outside Micrometer	標準外側マイクロメーター	Measuring Range: 0 to 25mm 25 to 50mm 50 to 75mm 75 to 100mm	
	Digimatic Standard Outside Micrometer	デジタル標準外側マイクロメーター	Measuring Range: 0 to 25mm 25 to 50mm 50 to 75mm 75 to 100mm	
	Rod Inside Micromete	棒形内側マイクロメーター	Measuring Range: 50 to 300mm 25mm step, 10pcs	
	Indicating Micrometer	指示マイクロメーター	Measuring Range: 0 to 25mm 25 to 50, 50 to 75, 75 to 100	
	Electronic Micrometer	電子マイクロメーター	Measuring Range: 0 to 25mm 25 to 50, 50 to 75, 75 to 100 Graduation: 0.01mm Instrumental error: $\pm 3\mu m$	
	Digimatic Bench Micrometer	デジタルベンチマイクロメーター	Measuring Range: 0 to 50mm Resolution: 0.001mm	
	Digimatic Caliper	デジタルマチック・キャリパー	Measuring Range: 0 to 200mm Resolution: 0.01mm	3 sets
	Standard Caliper	M形標準ノギス	Measuring Range: 0 to 200mm Vernier scale: 0.05mm	3 sets

Length
 List of measuring equipment (Key operation center)

No	Equipment Name(Eng.)	Equipment Name(Jpn.)	Specification	Remarks
	Dial Caliper	ダイヤルノギス	Measuring Range: 0 to 200mm Graduation: 0.01mm	2 sets
23	Standard Scale	標準直尺	Range: 1m, Graduation: 1mm Flat shape, brass	
24	Comparator	直尺比較器	Range: 1m, Graduation: 1mm Accuracy: 3 μ m	
25		標準直尺	Range: 1m, Graduation: 1mm Flat shape, brass	
26	Comparator	直尺比較器	Range: 1m, Graduation: 1mm Accuracy: 3 μ m	
31	Standard Tape Measure	標準巻尺	Measuring Range: 100m JIS class 1, Steel	
32				
33	Standard Tape Measure	標準巻尺	Measuring Range: 20m JIS class 1, Steel	
34				
41	Standard Wedge Angle Block	標準角度ゲージブロック	Measuring Range: 0 to 90° Angle Accuracy: 3", 12 pcs.	
42	Autocollimeter & Polygon Mirror	オートコリメーター及び ポリゴン鏡	Measuring Range: 30' of arc Minimum Reading: 0.5" of arc Type: 12 faces	

Length
 List of measuring equipment (Key operation center)

No	Equipment Name(Eng.)	Equipment Name(Jpn.)	Specification	Remarks
43	Autocollimeter & Polygon Mirror	オートコリメーター及びポリゴン鏡	Measuring Range: 30' of arc Minimum Reading: 0.5" of arc Type: 12 faces	
	Master for Square	スコヤマスター	Measuring Range: 0 to 450mm Straightness: 3.5 μ m Squareness: 9 μ m	
	Surface Roughness Tester	表面あらさ計	Measuring Range: 0 to 300 μ m	
	Optical Parallel	オプチカルパラレル	Diameter: 80mm Thickness: 12.0, 12.12, 12.23, 12.27mm Parallelism: 0.2 μ m	
	Optical Flat	オプチカルフラット	Diameter: 45mm Thickness: 12mm Flatness: 0.2 μ m	3 kinds
	Profile projector	万能投影機	Diameter: 600mm	
	Precision Level	精密水準器	Size: 300mm Accuracy: ± 0.2 mm/1m	2 sets
	Base Plate	精密石定盤	Size: 300x 300x 100 JIS B7513 class 0	2 sets
	Base Plate	精密石定盤	Size: 2000x 1500x 300 JIS B7513 class 00	2 sets

Temperature
List of measuring equipment (key operation center)

No	Equipment Name(Eng.)	Equipment Name(Jpn.)	Specification	Remarks
14	Standard Resistance Thermometer	標準白金測温抵抗体	Range: 13.81K to 231.91 °C Range: 90.188K to 630.74°C	
15	Silicon Bath	シリコンバス		
16	Standard Resistance Thermometer	標準白金測温抵抗体	Range: 13.81K to 231.91 °C Range: 90.188K to 630.74°C Range: 90.188K to 961.93°C	
17	Salt peter Bath			
	Oil Bath			
	Water Bath			
18				
23	Standard Thermocouple	標準熱電対	Max. Temperature: 1064.43°C	
24	Standard Thermocouple	標準熱電対	Max. Temperature: 1064.43°C	
	Ice Maker	製氷器		
	Ice Crusher	砕氷器		

Electrical List of measuring equipment (Key operation center)

Electrical

No	Equipment Name(Eng.)	Equipment Name(Jpn.)	Specification	Remarks
5				
511	Power Source	電力電源	Output(V): 0.01mV to 1200V Output(A): 6mA to 0.5A	3 sets
512	Digital Power Meter	デジタル電力計	Range(V): 3 to 600V Range(A): 100mA to 30A	2 sets(single phase) 2 sets(three phase)
513	Digital Multimeter	デジタルマルチメーター	Range: $\pm 100\text{mV}$ to $\pm 1000\text{V(DC)}$ Range: IV to 500V(AC)	2 sets
6				
611	Digital LCR Meter	デジタルLCRメーター	Range(L): 100nH to 1000H Range(C): 1pF to 1F	3 sets
612	Standard Capacitance	標準容量	Capacitance: 1pF, 10pF, 100pF, 1000pF	
613	Standard Capacitance	標準容量	Capacitance: 0.01 μF , 0.1 μF , 1 μF	
I				
II				
III	Standard Cell	標準電池	Electromotive Force: 1.0193V at 20°C Accuracy: $\pm 50\text{ppm}$	with Thermal control Water Bath 2 sets

Electrical List of measuring equipment (Key operation center)

Electrical

No	Equipment Name(Eng.)	Equipment Name(Jpn.)	Specification	Remarks
112	Channel Switch for Standard Cell	標準電池切換器	Max. Generation of Terminal EMFs: $\geq 0.01 \mu V$	
113	Voltage Standard	電圧標準	Voltage: 10V, 1.018V, 1V Stability: $\pm 0.5 \sim \pm 12.0$ ppm	
114	Multimeter	マルチメーター	DC V: $\pm 100mV \sim \pm 1000V$ Accuracy: 0.01%	1 sets
2				
21				
211	AC/DC Voltage and Current Supply	交流/直流電圧電流電源	Output(V): 0 to 1100V (AC, DC) Output(A): 0 to 2A(DC) 0 to 2A(AC 10Hz to 50kHz)	
212	Power Amplifier	電力増幅器	Output: 20A (AC, DC) Accuracy: 0.025%	
213	Current Shunt	電流抵抗	Range: 200 μA to 100A(AC/DC) Accuracy: $\pm 0.01\%$	
214	Differential Voltmeter	差動電圧計	Range: 1V to 1000VDC Accuracy: ± 25 ppm	
22				
221	AC Standard Voltage Source	交流電圧標準	Max. Voltage: 120V(10Hz-1MHz) Accuracy: 1 nV to 100 μV	

Electrical List of measuring equipment (key operation center)

Electrical

No	Equipment Name(Eng.)	Equipment Name(Jpn.)	Specification	Remarks
222	Power Amplifier	電力増幅器	Output: 100 to 1099.99V Resolution: 1mV	
223	AC/DC Comparator	交流直流比較器	Range(V): 225mV to 1100V(RMS) Range(F): DC, 10Hz to 100MHz	
224	Digital Voltmeter	デジタル電圧計	Range: 200mV to 1000V Resolution: 1 μ V	
23				
231	AC/DC Voltage and Current Supply	交流/直流電圧電流電源	Output(V): 0 to 1100V (AC, DC) Output(A): 0 to 2A(DC) 0 to 2A(AC 10Hz to 50kHz)	
232	Power Amplifier	電力増幅器	Output: 20A (AC, DC) Accuracy: 0.025%	
233	Current Shunt	電流抵抗	Range: 200 μ A to 100A(AC/DC) Accuracy: \pm 0.01%	
234	Differential Voltmeter	差動電圧計	Range: 1V to 1000VDC Accuracy: \pm 25ppm	
3				
311	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 1 Ω Accuracy: 0.0005%	1 sets
	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 10 k Ω Accuracy: \pm 1ppm	1 sets

Electrical List of measuring equipment (key operation center)

Electrical

No	Equipment Name(Eng.)	Equipment Name(Jpn.)	Specification	Remarks
	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 0.001 Ω Accuracy: $\pm 0.02\%$	2 sets
	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 0.01 Ω Accuracy: $\pm 0.02\%$	2 sets
	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 0.1 Ω Accuracy: $\pm 0.002\%$	2 sets
	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 100k Ω Accuracy: $\pm 0.002\%$	2 sets
	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 10 Ω Accuracy: $\pm 0.02\%$	1 sets
	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 100 Ω Accuracy: $\pm 0.002\%$	1 sets
	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 10 k Ω Accuracy: $\pm 0.005\%$	1 sets
312	Oil Bath	油槽	Range: 0 to 65 $^{\circ}\text{C}$ Stability: 0.002 $^{\circ}\text{C}$	1 sets
313	Resistance Transfer Standard	抵抗交換標準	Standard Value: 1k Ω /step Transfer Accuracy: $\pm 1\text{ppm}$	1 sets
	Resistance Transfer Standard	抵抗交換標準	Standard Value: 10 k Ω /step Transfer Accuracy: $\pm 1\text{ppm}$	1 sets
	Resistance Transfer Standard	抵抗交換標準	Standard Value: 100k Ω /step Transfer Accuracy: $\pm 1\text{ppm}$	1 sets

List of measuring equipment (key operation center)

Electrical

No	Equipment Name(Eng.)	Equipment Name(Jpn.)	Specification	Remarks
4				
411	Current Source	電流電源	Output Range: 0 to 200A Drift: 0.03%	
412	Switch	切換器	Max. Current: 100A Max. Switching Frequency: 0.5Hz	
413	Direct Current Comparator Resistance & Temperature Bridge(DCCB)	D C C B	Range: 10^{-6} to $10^9 \Omega$ Accuracy: ± 0.2 ppm Stability: ± 0.2 ppm	
414	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 1Ω Accuracy: 0.0005%	1 sets
	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 10 k Ω Accuracy: ± 1 ppm	1 sets
	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 0.001 Ω Accuracy: $\pm 0.02\%$	2 sets
	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 0.01 Ω Accuracy: $\pm 0.02\%$	2 sets
	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 0.1 Ω Accuracy: $\pm 0.002\%$	2 sets
	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 100k Ω Accuracy: $\pm 0.002\%$	2 sets
	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 10 Ω Accuracy: $\pm 0.02\%$	1 sets

Electrical List of measuring equipment (Key operation center)

Electrical

No	Equipment Name(Eng.)	Equipment Name(Jpn.)	Specification	Remarks
	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 100 Ω Accuracy: ±0.002%	1 sets
	Standard Resistor	標準抵抗	Resistance: 10 kΩ Accuracy: ±0.005%	1 sets
415	Extender	エクステンダー	Ratio: 1000:1/100:1/10:1 Max. Input Current: 100A(1000:1)	

日本計量法とOIML計量法との関係

日本計量法	体系の概要	OIML計量法との関係
<p>目的</p> <p>この法律は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。(第1条)</p>	<p>1. この法律において「取引」とは、有償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。(第2条第2項)</p> <p>2. 車両若しくは船舶の運行又は火薬、ガスその他の危険物の取扱いに關して人命又は財産に対する危険を防止するためにする計量であつて政令で定めるものは、この法律の適用に關しては、証明とみなす。(第2条第3項)</p> <p>3. この法律において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいい、「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は、主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係わる基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。(第2条第4項)</p>	
<p>定義</p> <p>注. ここでは主要なもののみを示す。</p>	<p>1. 計量単位及びその定義</p> <p>(1) 国際単位系による計量単位を定め、その定義を政令で定める。(第3条)</p> <p>(2) 国際単位系以外の計量単位のうち、国内及び国際的にも広く用いられている計量単位を定め、その定義を政令で定める。(第4条)</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)の計量単位に10の整数乗を乗じたものを表す計量単位、及び特殊の計量に用いる用途を限定した計量単位とその定義を政令で定める。(第5条)</p>	<p>第1編</p> <p>法定計量単位</p> <p>第1条 単位システム</p> <p>第2条 国際単位系以外の単位</p>
計量単位		

(4) 上記のほか、主として工業量の計量単位として広く用いられているものとその定義を省令で定める。(第6条)

2. 非法定計量単位の使用の禁止(第8条)

(1) 上記1(1)から(3)までに定める計量単位を法定計量単位とし、非法定計量単位の取引又は証明への使用を禁止している。

(2) 輸出又は輸入する貨物の取引又は証明には、(1)の規定は適用しない。

計 量 単 位

注1. 1(4)の単位は、工業上広く用いられているものであるが、SI単位でなく、しかも物理的定義によらないなどのため、法定単位としてその使用を強制するには無理があるとして、使用を勧奨する単位として省令で定めている。(硬さ、衝撃値、耐火度の単位未制定)

注2. 航空関係で国際的に用いられている「ヤードポンド法単位」及び内燃機関の工率の単位である「仏馬力」は、法の附則で当分の間法定単位とみなすと定められている。(附則第5条、第6条)

3. 非法定計量単位の目盛の計量器の販売禁止(第9条)
非法定計量単位により目盛又は表記を付した計量器の販売又は販売の目的で陳列することを禁止している。

1. 計量器の校正(計量標準トレーサビリティ制度)

主として産業分野で企業内標準器として又は精密計量に使用する計量器について、国内における最上位の国家計量標準を基準とした校正を行い、その精度を国家標準とのつなかりによって対外的に証明する、いわゆるトレーサビリティ制度が設けられた。

2. 特定標準器による校正

(1) 通産大臣は、計量器の標準となる特定の量を現示する標準器を特定標準器(国家標準器に相当するもの)として指定する。(第134条)

計量標準の供給

(3) 販売 (第51条)

政令で定める特定計量器の販売の事業を行おうとする者は、省令で定める事業区分に従い、事前に営業所の所在地の都道府県知事に届け出なければならぬ。

(注、対象となる特定計量器は、ガラス体温計、電子体温計、アネロイド型血圧計)

2. 家庭用計量器に対する規制

(1) 主として一般消費者の生活の用に供される特定計量器であって政令で定めるものの製造事業者は、省令で定める技術上の基準に適合する特定計量器を製造しなければならない。(第53条第1項)

(2) 上記の家庭用特定計量器の輸入事業者は、省令で定める技術上の基準に適合するものを販売しなければならない。(同条第2項)

(3) 上記の家庭用特定計量器の製造事業者又は輸入事業者は、当該特定計量器を販売する時までに、これに省令で定める表示を付さなければならぬ。(第54条)

注、対象となる家庭用特定計量器は、一般体重計、乳幼児用体重計、調理用ばかりである。

3. 特殊容器制度

(1) 牛乳、清涼飲料、ビール等の液体商品を体積により販売するのに用いる透明又は半透明のガラス製容器であって省令で定める型式に属するものを「特殊容器」といい、これに政令で定める商品を省令で定める高さまで満たしていかないときは、その商品は販売してはならない。(第17条第2項)

(2) 特殊容器は、体積計と同様の機能を果していることから、その製造事業を行う者は、その工場ごとに通産大臣の指定を受けなければならない。(第58条)

正確な計量器等
の供給

<p>(3) 指定を受けた特殊容器製造事業者は、製造した特殊容器が省令で定める基準に適合するときは、省令で定める表示を付すことができる。その表示を付したときは容量及び製造者の記号を表記しなければならない。(第63条)</p>	<p>第8条 監督の種類</p> <p>4. 検定</p> <p>(1) 検定を行う機関 特定計量器の検定を受けようとするものは、政令で定める区分に従い、通商産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。(第70条)</p> <p>(2) 検定の合格条件(第71条) 検定を行った特定計量器が次の条件に適合するときは、合格とする。(第71条)</p> <p>① その構造(性能及び材料の性質を含む)が省令で定める技術上の基準に適合すること。</p> <p>② その器差が省令で定める検定交差を超えないこと。</p> <p>③ ①に適合するかどうかは、省令で定める方法により行う。ただし、型式の承認を受けている特定計量器は、①の技術上の基準に適合するものとみなす。</p> <p>④ ②に適合するかどうかは、省令で定める方法により、基準器検査に合格した計量器(基準器)を用いて行う。</p> <p>(3) 検定証印(第72条第1項) 検定に合格した特定計量器には、省令で定める検定証印を付する。</p> <p>(4) 検定証印の有効期間(第72条第2項) 使用条件、使用状況等からみて、検定について有効期間を定めることが適当と認められるものとして政令で定める特定計量器の検定証印の有効期間は、その政令で定める期間とし、その満了の年月を検定証印に添えて表示する。</p>
	<p>第10条 計量器の検定マーク</p>

正確な計量器等
 の供給

5. 型式承認

(1) 型式承認を受けようとする者が

特定計量器の製造事業者、輸入事業者、外国製造事業者は、その製造又は輸入する特定計量器の型式について、政令で定める区分に従い、通商産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けようことができる。

(第76条、第81条、第89条)

(2) 型式承認の申請(第76条第2項)

承認を受けようとする者は、申請書及び省令で定めるところにより、試験用の特定計量器、構造図その他の書類を添えて提出しなければならない。

(3) 承認の基準(第77条第2項)

申請に係わる特定計量器の構造が検定の合格条件としての省令で定める技術上の基準に適合するときは、承認される。

(4) 指定検定期間の試験(第78条)

製造事業者等は型式承認を受けようとする型式の特定計量器について、当該特定計量器の検定を行う指定検定期間の行う試験を受けようことができる。

(5) 承認の有効期間(第83条)

型式承認は、特定計量器ごとに政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その効力を失う。

[注. 有効期間は、政令により、一律5年と定められている。]

(6) 型式承認の表示(第84条)

承認を受けた製造事業者等は、その承認に係わる型式に属する特定計量器を製造、又は輸入したときは、省令で定めるところにより、これに表示を付することができる。

<p>6. 指定検定期間制度 (1) 指定 (第 106 条第 1 項) 指定検定期間の指定は、政令で定める区分ごとに、検定を行おうとする者の申請により、通商産業大臣が行う。</p> <p>(2) 指定の基準 (第 106 条第 3 項の準用規定による第 28 条) ① 省令で定める器具、機械又は装置の検定設備を用いて検定を行うものであること。 ② 省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が検定を実施し、その数が省令で定める数以上であること。 ③ 民法第 34 条の規定により設立された法人であること。 ④ 検定業務以外の業務を行っている場合は、それによって検定が不正になるおそれがないものであること。 ⑤ 検定を行うに必要な経理的基礎を有するものであること。</p> <p>(3) 義務及び監督 (第 27 条～第 38 条) 業務規定の作成・認可、帳簿の保存、業務の休廃止に関する許可、事業計画等の認可、役員の変更・解任に関する認可などを定めている。 また、指定検定期間の法令違反又は業務規定違反に対しては、役員又は検定期間の解任命令、適合命令、指定の取消しなどを定めている。</p>	<p>7. 指定製造事業者制度 (1) 一定水準の製造・品質管理能力を有するとして通産大臣の指定を受けた製造事業者 (指定製造事業者) が、型式承認を受けている特定計量器を製造した場合には、その製品については国又は都道府県等の行う検定が免除される制度である。(第 16 条第 1 項) (2) 指定の基準 (第 92 条) 指定を受けようとする工場又は事業場における品質管理の方法について、都道府県又は日本電気計器検定所が行う審査を受け、その品質管理の方法が省令で定める基準に適合するものでなければならぬ。</p> <p>注 1. 品質管理の基準は、品質保証に関する国際規格 ISO 9002 に準拠して省令で定められている。</p>
--	---

注2. 指定検定機関は、都道府県に代わって指定を受けようとする者の依頼を受けて、品質管理の方法についての審査を行うことができる。(第93条)

- (3) 指定製造事業者の基準適合義務(第95条)
指定製造事業者は型式承認を受けている特定計量器を製造するときは、検定の合格条件に適合するようにし、かつ省令で定めるところにより社内検査を行い、その検査記録を作成して保存しなければならない。
- (4) 指定製造事業者の表示(第96条)
指定製造事業者は、(3)の基準に適合した特定計量器には、省令で定める表示(基準適合証印)を付する。
- (5) 改善命令等(第98条、第99条)
通産大臣は指定製造事業者の工場又は事業場における品質管理の方法が省令で定める基準に適合していないとき、又は基準適合義務に違反していると認めるときは、改善を命じ又は指定を取り消すことができる。

第10条 計量器の検定マーク

8. 基準器検査

- (1) 特定計量器の検定、定期検査、立入り検査等の器差検査の際の標準となる計量器は、より高精度が求められるため、国家計量標準とのトレスビリティを必要とし、その計量器の検査を基準器検査といい、基準器検査に合格した計量器を基準器という。
- (2) 基準器検査を行う機関(第102条)
基準器検査は、政令で定める区分に従い、通産大臣、都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う。

注. 長さ・質量等一般物理量の基準器検査は原則、計量研究所が行うが、精度が上位の基準器によって下位の基準器検査を行うことが可能なものについては、都道府県が行う。

正確な計量器等
の供給

(3) 基準器の種類及び基準器検査を受けることができる者(第102条)
 検定、定期検査その他省令で定める計量器の検査に用いるものとし、基準器の種類及び基準器検査を受けることができる者を省令で定めている。

(4) 基準器検査の合格条件(第103条)

- ① その構造が省令で定める技術上の基準に適合すること。
- ② その器差が省令で定める基準に適合すること。
- ①に適合するかどうかは、省令で定める方法により行う。
- ②に適合するかどうかは、省令で定める方法により、その計量器の表示する量と国家標準器が現示する量との差を測定して行う。

(5) 基準器検査証印(第104条)

- ① 基準器検査に合格した計量器には、省令で定める基準器検査証印を付する。
- ② 基準器検査証印の有効期間は、計量器の種類ごとに省令で定める期間とする。

(6) 基準器検査成績書(第105条)

計量器が基準器検査に合格したときは、申請者に対し、器差、器差の補正の方法及び有効期間を記載した基準器検査成績書を交付する。

1. 正確に計量する義務

(1) 正確計量のための努力義務(第10条第1項)
 法定計量単位により取引又は証明における計量をする者に対し、正確に計量するように努めるべき義務を課している。

(2) 勧告等(第10条第2項、第3項)

都道府県知事又は特定市町村の長は、(1)の規定を遵守していないため、適正な計量の実施の確保に著しい支障を生じていると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。さらに、この勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

注. 特定市町村とは、計量法の施行に関する事務のうち、定期検査及

適正な計量の
 実施

び立入検査の業務について、自ら意志により国から委任を受けて執行するために政令で指定された市町村をいい、現在85市がある。

2. 商品取引に係わる量目規制

(1) 特定商品の正確計量の義務 (第12条)
政令で定める消費生活関連物資 (特定商品) を法定計量単位で販売する者に対し、一定の誤差 (量目公差) の範囲内で計量するよう義務づけている。

(2) 密封した特定商品の内容量の表記義務 (第13条)
特定商品のうち政令で定める商品を密封包装して販売するときは、量目交差を超えないように計量をして、その容器又は包装に内容量を表記し、表記する者の氏名又は名称と住所を付記するよう義務づけている。

注. 量目交差は、消費者利益の確保のため、不足量についてのみ定められている。

また、商品単位価格の高低と表示量の大小によって、質量の場合

2 系列の量目交差表を定めている。
例えば、食肉の量目交差は表示量又は取引量が 100g ~ 500g の場合 2%、500g ~ 1kg の場合 10g である。

(3) 勧告等

上記(1) 及(2) の違反者に対し、都道府県知事又は特定市町村の長は、次の措置をとることができる。

- ① 改善勧告
- ② 改善勧告に従わないときは、その旨の公表
- ③ さらに改善勧告に従わないときは、改善命令

注. 改善命令に従わないときは告発し、裁判で有罪となれば、最高 50万円以下の罰金刑の対象となる。

第 VI 編

製品及び包装商品の量の計量監督
第13条 引き渡された製品又は商品として陳列されている包装商品の量の計量監督

第14条 監督の方法及び要求条件

第15条 違反

3. 適正な計量器の使用
 (1) 使用の制限(第16条)
 次のいずれかに該当する特定計量器(政令で定めるものをのぞく)でなければ、取引又は証明における計量に使用すること又は使用するために所持することが禁止されている。
- ① 通産大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関が行う検定を受け、これに合格したものとして検定証印が付されている特定計量器
 - ② 指定製造業者が製造した特定計量器であって、基準適合の表示(基準適合証印)が付されているもの

- 注1. 指定製造業者制度については「正確な計量器等の供給」を参照
- 注2. 体温計その他の政令で定める特定計量器(ガラス製体温計、電子体温計、アネロイド型血圧計)については、製造、修理又は輸入の段階で検定を受けこれに合格して検定証印が付されているもの、又は指定製造業者が製造して基準適合証印が付されているものでなければ、販売又は引き渡しは禁止されている。
 (譲渡の制限、第57条)
- 注3. 使用の制限の適用が除外される特定計量器は、特殊なもの(例えば、粘度が0.1Paを超え、又は温度-20℃より低い、若しくは50℃を超える用途の燃料油メーター)又は現状では使用実態に即した検定の実施が難しい排ガス・排水流速計等を例外的に政令で定めている。

適正な計量の
実施

4. 定期検査
 (1) 定期検査の受験義務(第19条)
 政令で定める特定計量器を取引き又は証明における計量に使用する者は、その事業所の所在地の都道府県又は特定市町村が行う定期検査を受けなければならない。

注. 定期検査の対象となる特定計量器は、質量計（非自動はかり、分銅、おもり）及び皮革面積計と政令で定められている。

(2) 定期検査の周期（第21条）
定期検査は特定計量器ごとに政令で定める期間に1回、区域ごとに行う。

注. 定期検査の周期は、質量計が2年に1回、皮革面積計が1年に1回と政令で定められている。

(3) 定期検査の免除（第19条ただし書）
一定の計量管理能力を有するとして都道府県知事の指定を受けた事業所（適正計量管理事業所）で使用する特定計量器については、定期検査が免除される。

ただし、指定を受けた事業所には、定期検査の周期と同じ期間に1回計量士が自主的に検査を行うことが義務づけられている。

(4) 定期検査の合格条件（第23条）

- ① 検定証印又は基準適合証印が付されていること。
- ② その性能が省令で定める技術上の基準に適合すること。
- ③ その器差が省令で定める使用公差を超えないこと。

注1. 使用公差とは、定期検査又は立入検査等の使用過程にある特定計量器の器差検査に適用される器差の許容最大値をいい、使用中の劣化等を勘案して検定公差の1.5～2倍の値となっている。（非自動はかりは2倍、分銅は1.5倍）

注2. 検定公差は新品の初回検定の場合と修理又は改造後の検定の場合も全く同一の合格条件で定められている。
水道メーター、ガスメーター、電力量計等公益事業関係の特定計量器の場合には、再検定の前に修理を行うことが義務づけられている。

- (5) 定期検査済証印（第24条）
定期検査に合格した特定計量器には、省令で定める定期検査済証印を付し、検査を行った年月を表示する。
- (5) 指定定期検査機関制度
都道府県知事又は特定市町村の長は、その指定する者（指定定期検査機関の業務の全部又は一部を行わせることができる。（第20条）
指定定期検査機関の指定基準その他の規定については「正確な計量器等の供給6」とほぼ同様）に定められている。（第26条～第39条）
- (6) 定期検査に代わる計量士による検査（第25条）
定期検査を受けるべき特定計量器について、その使用者からの委託を受けて計量士が検査を行い定期検査の合格条件に適合した場合、使用者が合格証明書を添えて都道府県等に届け出たとき計量士の検査が定期検査の実施期日前政令で定める期間内のものであれば、その定期検査は免除される。
- この検査を行った計量士は、その特定計量器に省令で定める合格証印及び検査年月、計量士の氏名を付すとともに省令で定める合格証明書を依頼者に交付する。

適正な計量の
実施

5. 計量証明事業の登録
- (1) 計量証明事業の登録の義務（第107条）
他人からの依頼を受けて計量を行い、その計量結果を証明する事業（計量証明事業）であって次に掲げるものを行おうとする者は、省令で定める事業区分に従い、その事業所ごとに都道府県知事の登録を受けなければならない。
- ① 運送・保管又は売買する貨物の質量・体積等の計量証明事業
② 大気・水質・土壌汚染物質の濃度又は工場騒音・振動の計量証明事業
- (2) 登録の基準（第109条）
① 計量証明に使用する特定計量その他の設備が省令で定める基準に適合するものであること。
② 事業区分に応じて省令で定める計量士又は省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が、当該事業に係わる計量管理を行うものであること。

- (3) 事業規程の作成・届出及び遵守(第110条)
計量証明事業の登録を受けた者は、その事業の実施の方法に関し省令で定める事項を記載した事業規程を作成し、その登録を受けた後、遅滞なく都道府県に届け出なければならない。この届け出た事業規程を遵守していないときは、事業の一時停止又は取り消されることがある。(第113条)
- (4) 計量証明検査の受検義務(第116条)
計量証明事業者は、その登録を受けた日から特定計量器ごとに政令で定める期間ごとに、計量証明に使用する特定計量器について都道府県知事が行う検査(計量証明検査)を受けなければならない。(第117条)
- (5) 指定計量証明検査機関制度
都道府県知事は、その指定する者(指定計量証明検査機関)にその計量証明検査の業務の全部又は一部を行わせることができる。(第117条)
指定計量証明検査機関の指定基準その他の規定については「指定検査機関制度」及び「指定定期検査機関制度」とはほぼ同様に定められている。(第121条)
- (6) 計量証明検査に代わる計量士による検査(第120条、第121条)
「4. 定期検査(6) 定期検査に代わる計量士による検査」の場合と同様の制度が定められている。

6. 報告の徴収・立入検査

- (1) 報告の徴収(第147条)
通産大臣、都道府県知事又は特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、製造事業者、修理事業者、販売事業者、輸入事業者、計量士、取引又は証明における計量をする者等に対し、その業務に関し報告させることができる。
- (2) 立入検査(第148条)
通産大臣、都道府県知事又は特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造事業者、修理事業者、販売事業者、輸入事業者、計量士、取引又は証明における計量をする者の工場、事業場、営業所、事務所、倉庫等に立ち入り、計量器、検査設備、特定商品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

自主的計量管理の
推進

1. 計量士

(1) 計量士の登録(第122条第1項)

通産大臣は計量器の検査その他の計量管理(計量器の整備、計量の正確の保持、計量の方法の改善その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずることをいう。)を的確に行うために必要な知識経験を有する者を計量士として登録する。

(2) 計量士の登録条件(第122条第2項)

次のいずれかに該当する者は省令で定める計量士の区分ごとに通産大臣の登録を受けて計量士となることができる。

- ① 計量士国家試験に合格し、計量士の区分に応じて省令で定める実務経験その他の条件に適合する者
- ② 計量講習所の課程を修了し、計量士の区分に応じて実務経験その他の条件に適合する者であって、計量行政審議会が①と同等以上の学識経験を有すると認めたる者

注1. 計量士の区分

- ① 一般計量士：長さ・質量等②・③以外の物理量に係わる計量士
- ② 環境計量士(濃度関係)：大気・水又は土壌中の物質の濃度に係わる計量士

注2. 計量講習所の課程及び実務経験(一般計量士の場合)

- ① 講習課程
一般計量講習(3ヵ月)及び一般計量特別講習(2ヵ月)を修了し、修了試験に合格すること
- ② 実務経験
5年以上

(3) 計量士国家試験(第125条)

計量士国家試験は、計量士の区分ごとに、毎年少なくとも一回通産大臣が行う。

注 国家試験科目等（一般計量士の場合）

(1) 試験科目

- ① 計量に関する基礎知識
- ② 計量器概論及び質量の計量
- ③ 計量関係法規
- ④ 計量管理概論

(2) 試験の方法

問題数 全科目とも30問、5 肢択一方式、70分

自主的計量管理の
推進

2. 適正計量管理事業所

(1) 適正計量管理事業所の指定（第 127 条）

通産大臣は、特定計量器を使用する事業所であって、適正な計量管理を行うものについて、その申請により適正計量管理事業所の指定を行う。

注. 指定の権限は、国の事業所以外については都道府県知事に委任されている。（第 169 条の権限の委任規定に基づく政令）

(2) 指定の基準（第 128 条）

① 計量士が当該事業所で使用する特定計量器について、省令で定めるところにより、検査を定期的に行うものであること。

② その他計量管理の方法が省令で定める基準に適合すること。

なお、指定の申請をした者は、事前に当該事業所における計量管理の方法について、都道府県又は特定市町村が行う審査を受けることが義務づけられている。（第 127 条第 2 項）

(3) 帳簿の記載（第 129 条）

適正計量管理事業所の指定を受けた者は、省令で定めるところにより、帳簿を備え、当該事業所で使用する特定計量器について計量士が行った検査の結果を記載し、これを保存しなければならない。

(4) 標識（第 130 条）

適正計量管理事業所の指定を受けた者は、当該事業所に、省令で定める様式の標識掲げることができる。

1. 不服申立て

- (1) 行政庁の違反又は不当な処分その他公権力の行使に当たたる行為に対する不服申立ての違を聞き、国民の権利利益の救済を図るための一般的事項を定めた行政不服審査法が制定されている。
- (2) 計量法における登録又は指定等に係る不服申立てに関する上記の行政不服審査法の定めるところによるが、これと異なる次のような計量法の取扱いについては計量法の定めるところによる。(第 163 条)
 - ① 市町村の長の処分又は不作為についての審査請求は、本来直近の上級行政庁である都道府県知事にすべきであるが、これを通産大臣に対してすると定めている。
 - ② 日本電気計器検定所又は指定検定(検査)機関の処分又は不作為について不服がある者は、通産大臣に審査請求をすることができる。

注. 不作為とは、行政庁が法令に基づき申請に対し、相当の期間内に何らかの処分をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。
審査請求とは、処分庁又は不作為庁以外の行政庁に対してする不服申立てを異議申立てとていう。

2. 計量行政審議会

- (1) 計量に関する重要事項について、通産大臣の諮問に答申し、又は通産大臣に建議するため、通産省に計量行政審議会を置くことが定められている。(第 156 条)
- (2) 計量法に基づき重要な特定の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、審議会に諮問すべきことが定められている。(第 157 条)

3. 検定等をすべき期限(第 160 条)

通産大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関は、検定、基準器検査、型式承認等の申請があったときは、省令で定める期間内に合格若しくは不合格、又は承認若しくは不承認の処分をしなければならない。

[注. 検定は20日、型式承認は90日を原則とする]

4. 計量教習所(第 166 条)

- (1) 通商産業省の本省に計量教習所を置く。

(2) 計量教習所は、計量に関する事務に従事する通産省、都道府県、市町村、指定検定(検査)機関及び指定校正機関並びに計量士にならうとする者に対し、必要な技術及び実務を教授する機関とする。

(3) 計量教習所の教習を受講しなけなければならない職員の範囲は、政令で定める。

注. 受講を義務づけられている職員の範囲は、都道府県及び特定市町村の職員であつて、特定計量器の検定、定期検査、指定製造事業者の指定に係わる品質管理の方法について検査、計量証明検査の業務に従事する者と、政令で定められている。

(4) 上記のほか、計量教習所に関し必要な事項は省令で定める。

5. 罰則(第170条～第179条)

(1) 義務規定の違反の程度によって最高1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこれらの併科から、20万円以下の罰金まで7段階の刑事罰と軽微な違反に対する行政罰として20万円以下又は10万円以下の過料を定めている。

(2) 法人又は人の従業員又は使用人の違反行為に対しては、行為者のほか、その法人又は人に対して罰金刑とする、両罰規定が定められている。

法制度の
確公正執行

計 量 法



